

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当箕輪町は、令和6年4月1日現在、人口 24,378 人で年齢別人口比率としては、年少 2,942 人(12.1%)、生産年齢 14,039 人(57.6%)、老年 7,397 人(30.3%)であり、平成24年に比べ、人口は 1,280 人、率にして 5.0%の減少となっており、出生数が死亡数を下回る自然減の状態にある。

令和2年の国勢調査による産業別就業人口は、第一次産業が 839 人(6.6%)、第二次産業が 5,883 人(46.1%)、第三次産業が 6,029 人(47.3%)となっている。

令和3年の経済センサス-活動調査によると、全産業における事業所数及び従業者数は 995 事業所、10,629 人で、うち最も多いのが製造業の 265 事業所、5,214 人であり、49.1%を占めている。

経済構造実態調査によると、令和4年の年間製造品出荷額は、1,906 億円、粗付加価値額は 803 億円である。事業所の構成比でみると、「小規模企業(従業員 1～3 人)」の事業所が全体の 19.9%、「中小企業(従業者 4～9 人)」が 26.9%、「中小企業(従業者 10～29 人)」が 31.0%、「中小企業(従業者 30 人以上)」が 22.2%である。町内の中小企業者の多くは金属加工や機械装置組立、電子部品製造等を主業としており、それぞれに強みを持っている。町の基幹産業である製造業の隆盛は、町の発展に直結しており、最も重要な分野である。

(2) 目標

当箕輪町は、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業者の生産性向上を図る。そのための目標として、計画期間中における目標を、中小企業等経営強化法第 52 条に基づく先端設備等導入計画の認定数 10 件以上と定める。

(3) 労働生産性に関する目標

当箕輪町は、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう)が年平均 3 %以上向上することを目指す。

2 先端設備等の種類

当箕輪町の産業は、多種多様にわたる上、設備等の投資先も広範囲に及ぶため、本計画における対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光発電事業をはじめとする再生エネル

ギー発電設備等に関しては、町内に労働者が常駐する事業所又は工場を有し、自らが電力を消費する目的に設置するもののみ（自ら消費した余剰分の電力を売電するものも含む）を対象とし、全量売電するための設備は主たる業務の労働生産性の向上に直接寄与しないことから対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

当箕輪町の産業は、町内全地域にわたるため、本計画の対象区域は、当箕輪町の全域を対象とする。

（２）対象業種・事業

当箕輪町の産業は、多種多様にわたるため、本計画の対象業種及び事業は、制限を設けない。

4 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、３年間、４年間または５年間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

当箕輪町の定める導入促進基本計画では、次のいずれかに該当するときは、対象としない。

- ・ 人員削減を目的とした取組み
- ・ 箕輪町暴力団排除条例（平成 23 年度箕輪町条例第 15 号）に規定する暴力団もしくは暴力団又は暴力団員と密接な関係があると認められる者
- ・ 箕輪町税に滞納がある者

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。